

一般事業主行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1.計画期間 令和7年10月1日～令和10年9月30日

2.内容

目標1 : 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を徹底する。

対策 : 対象者を会社が把握した際、速やかに制度の要点を簡潔にまとめたパンフレットを配布し、制度利用の意向確認を行う。

実施日 : 令和7年10月1日～

目標2 : 育児・介護に関する制度の利用開始から職場復帰までの各段階において、利用しやすい環境の整備を図る。

対策 : 各制度に関する相談窓口を設置し、相談担当者が制度内容を正しく案内できるよう、関連資料や情報の整備を行う。

実施日 : 令和7年10月1日～